

(仮称) おくやみ窓口設置について

1. (仮称) おくやみ窓口設置の趣旨・目的

親族が亡くなった際の申請や届出は多岐にわたり、遺族の物理的・心理的負担は大きい。また、高齢化社会の進展により、死亡届は今後さらに増加することが予測され、遺族の負担を軽減するため、各種手続きをワンストップで行える「(仮称) おくやみ窓口」を設置し、利用者の利便性向上を図る。

2. (仮称) おくやみ窓口設置の効果

- ① 遺族の負担軽減（各担当窓口への移動や記載事項の軽減）
- ② 必要な手続きの漏れや不備を防止

3. これまでの検討状況

死亡届提出時の手続きは、亡くなられた方や遺族の状況により様々であることから、庁内の関係所管で構成する「窓口サービス推進会議」の専門部会において、以下に関する調査・検討を進めている。

- ① 死亡手続きの際、必要となる各種手続きの洗い出し
- ② 設置個所・設置スペースの検討
- ③ 申請書の共通様式作成、業務フローの検討
- ④ 道内他市の実態把握

4. 道内他市の状況（調査期間 R3.8.4～R3.8.18）

方式	自治体名
窓口巡回型	苫小牧市、旭川市、室蘭市、札幌市
職員派遣型	岩見沢市、千歳市
スーパーマン型	砂川市

5. 今後のスケジュール

- R3.10 先進都市視察（北見市）～窓口の統合、申請手続きの簡素化
- R3.8～R3.11 専門部会による検討
- ・死亡届提出時の取扱い、運用方法
 - ・各窓口部門との連携、調整
 - ・おくやみハンドブックの作成
- R3.12 委員会報告・市民周知
- R4.1～ 試行予定
- R4.4～ 本格運用予定